

参考資料

1 勲章

(1) 勲章制定ノ件

〔明治8年4月10日〕
太政官布告第54号

最終改正 平成14年8月12日政令第277号

今般賞牌別冊ノ通被定候条此旨布告候事

(別冊)

朕惟フニ凡ソ国家ニ功ヲ立テ績ヲ顕ス者宜ク之ヲ褒賞シ以テ之ニ酬ユヘシ仍テ勲等賞牌ノ典ヲ定メ人々ヲシテ寵異表彰スル所アルヲ知ラシメントス汝有司其斯旨ヲ体セヨ

明治8年2月

第1条 勲等ハ勲績及功勞アル者ヲ賞スル為メニ設クル所ノ階級ニシテ位階ト異ナル故ニ各種ノ勲章ヲ佩用セシム

勲等ヲ分ツテ次ノ六級ト為ス

- 1 旭日大綬章、瑞宝大綬章又ハ桐花大綬章ヲ賜フベキモノ
- 2 旭日重光章又ハ瑞宝重光章ヲ賜フベキモノ
- 3 旭日中綬章又ハ瑞宝中綬章ヲ賜フベキモノ
- 4 旭日小綬章又ハ瑞宝小綬章ヲ賜フベキモノ
- 5 旭日双光章又ハ瑞宝双光章ヲ賜フベキモノ
- 6 旭日単光章又ハ瑞宝単光章ヲ賜フベキモノ

第2条 旭日大綬章、旭日重光章、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章及旭日単光章ハ国家又ハ公共ニ対シ勲績アル者ニ之ヲ賜フ

右各勲章ニ在テハ章ハ旭日ノ形ヲ以テ飾リ綬ハ地白色双線紅色トス

第3条 瑞宝大綬章、瑞宝重光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章及瑞宝単光章ハ国家又ハ公共ニ対シ積年ノ功勞アル者ニ之ヲ賜フ

右各勲章ニ在テハ章ハ鏡珠ノ形ヲ以テ飾リ綬ハ地藍色双線橙黄色トス

第4条 桐花大綬章ハ旭日大綬章又ハ瑞宝大綬章ヲ賜フベキ者ノ中其勲績又ハ功勞特ニ優レタルモノニ之ヲ賜フ

桐花大綬章ノ章ハ旭日ト桐花ノ形ヲ以テ飾リ綬ハ地紅色双線白色トス

第5条 勲章ハ佩用本人ニ止リ子孫之ヲ用ユルコトヲ得ス

第6条 勲章ノ製式其他ノ細目ハ内閣府令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（平成 14 年 8 月 12 日政令第 277 号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、平成 15 年 5 月 1 日から施行し、改正後の規定は、平成 15 年 11 月 3 日以後の日付をもって授与される勲章から適用する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正前の規定により授与された勲章及び平成 15 年 11 月 2 日以前の日付をもって授与される勲章については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

(2) 勲章の授与基準

〔平成15年5月20日〕
閣議決定

最終改正 平成18年12月26日

勲章は、別に定める場合を除き、この基準に従って授与するものとする。

第一 基本的事項

- 1 勲章は、国家又は公共に対し功労のある者を広く対象として、その功労の質的な違いに応じて旭日章又は瑞宝章のいずれかを授与するものとする。
- 2 旭日章は、社会の様々な分野における功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者を表彰する場合に授与するものとし、第二（授与基準）第1項第3号に掲げる職にあって顕著な功績を挙げた者を表彰する場合のほか、次の各号に掲げる者を表彰する場合に授与するものとする。ただし、長年にわたり積み重ねられた功労を主たる功労とする者を表彰する場合を除く。
 - (1) 国際社会の安定及び発展に寄与した者
 - (2) 適正な納税の実現に寄与した者
 - (3) 学校教育又は社会教育の振興に寄与した者
 - (4) 文化又はスポーツの振興に寄与した者
 - (5) 科学技術の振興に寄与した者
 - (6) 社会福祉の向上及び増進に寄与した者
 - (7) 国民の健康又は公衆衛生の向上及び増進に寄与した者
 - (8) 労働者の働く環境の整備に寄与した者
 - (9) 環境の保全に寄与した者
 - (10) 農業、林業、水産業、商業、鉱業、工業、情報通信業、建設業、不動産業、金融・保険業、サービス業等の業務に従事し、経済及び産業の発展を図り公益に寄与した者
 - (11) 弁護士、公認会計士、弁理士等の業務に従事し、公益に寄与した者
 - (12) 新聞、放送その他報道の業務に従事し、公益に寄与した者
 - (13) 電気事業、ガス事業、運輸事業等の公益的事業に従事し、公衆の福祉の増進に寄与した者
 - (14) 前各号に掲げる者以外の者であって、公益に寄与したもの
- 3 瑞宝章は、国及び地方公共団体の公務又は次の各号に掲げる公共的な業務に長年にわたり従事して功労を積み重ね、成績を挙げた者を表彰する場合に授与

するものとする。

- (1) 学校において教育又は研究に直接携わる業務
- (2) 各種施設において社会福祉に直接携わる業務
- (3) 医療又は保健指導に直接携わる業務
- (4) 調停委員、保護司、民生委員など国又は地方公共団体から委嘱される業務
- (5) 著しく危険性の高い業務
- (6) 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境における業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人目に付きにくい分野における業務

4 旭日章又は瑞宝章のいずれの勲章を授与するかは、主たる功労がいずれに該当するかにより行うものとし、授与すべき具体の勲章は、その者の功労全体を総合的に評価して決定するものとする。前項に掲げる業務に長年にわたり従事した者が、その業務に継続して、又はその業務に関連して旭日章の対象となる顕著な功績を挙げた場合においても、瑞宝章を授与するものとする。

5 第二（授与基準）第1項第3号から第5号まで並びに第2項第3号及び第4号の規定にかかわらず、特に著しい功労のある者に対しては、より上位の勲章の授与を検討することができるものとする。

旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある者に対しては、第1項の規定にかかわらず、桐花大綬章又は大勲位菊花大綬章を特に授与することができるものとする。

第二 授与基準

1 旭日章の授与基準

(1) 旭日章は、旭日大綬章、旭日重光章、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章又は旭日単光章のいずれかを授与するものとする。この場合において授与する勲章は、功績内容の重要性及び影響の大きさ、その者の果たした責任の大きさ等について評価を行い、特に高く評価される功績を挙げた者に対しては旭日重光章以上、高く評価される功績を挙げた者に対しては旭日小綬章以上、その他の者に対しては旭日単光章以上とする。

(2) 前号の功績の評価に当たっては、その者の果たした職務の重要度等の客観的指標を考慮して適正に調整するものとする。

(3) 次の各号に掲げる者に対して授与する勲章は、それぞれ当該各号に掲げるものを標準とする。なお、その者の功績全体を総合的に評価して、より上位の勲章の授与を検討することができるものとする。

ア 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長又は最高裁判所長官の職にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日大綬章

イ 国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、衆議院副議長、参議院副議長又は

最高裁判所判事の職（これらに準ずる職を含む。）にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日重光章又は旭日大綬章

ウ 大臣政務官、衆議院常任委員長、参議院常任委員長、衆議院特別委員長、参議院特別委員長又は国会議員の職（これらに準ずる職を含む。）にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日中綬章又は旭日重光章

エ 都道府県知事の職にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日中綬章又は旭日重光章

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長の職にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日小綬章、旭日中綬章又は旭日重光章

指定都市以外の市の市長又は特別区の区長の職にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日双光章、旭日小綬章又は旭日中綬章

町村長の職にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日単光章、旭日双光章又は旭日小綬章

オ 都道府県議会議員、市議会議員又は特別区の議会議員の職にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日単光章、旭日双光章、旭日小綬章又は旭日中綬章

町村議会議員の職にあつて顕著な功績を挙げた者 旭日単光章又は旭日双光章

(4)ア 職種別、業種別の団体その他の公益性を有する各種団体の 役員（以下「団体役員」という。）を務め公益に寄与した者の功績の評価に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(ア) その者の当該団体における役割及び活動内容

(イ) 当該団体の活動の範囲、重要性及び与える影響の大きさ

(ウ) その他特に考慮すべき事項

イ 団体役員のうち、次の各号に掲げる者に対して授与する勲章は、それぞれ当該各号に掲げるものを標準とする。なお、その者の功績全体を総合的に評価して、より上位の勲章の授与を検討することができるものとする。

(ア) 全国の区域を活動範囲としている団体のうちその活動が重要であり、かつ、影響が大きいものの長として顕著な功績を挙げた者 旭日中綬章又は旭日重光章

(イ) 全国の区域を活動範囲としている団体の長として顕著な功績を挙げた者 旭日小綬章又は旭日中綬章

(ウ) 都道府県の区域を活動範囲としている団体のうちその活動が重要であり、かつ、影響が大きいものの長として顕著な功績を挙げた者 旭日小綬章

- (エ) 都道府県の区域を活動範囲としている団体の長として顕著な功績を挙げた者 旭日双光章
 - (オ) 全国又は都道府県の区域を活動範囲としている団体の役員（長を除く。）として顕著な功績を挙げた者 旭日双光章
 - (カ) 市町村の区域を活動範囲としている団体のうちその活動が重要であり、かつ、影響が大きいものの長として顕著な功績を挙げた者 旭日双光章
 - (キ) 市町村の区域を活動範囲としている団体の長として顕著な功績を挙げた者 旭日単光章
- (5)ア 企業の経営者として経済社会の発展に寄与した者の功績の評価に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。
- (ア) その者の当該企業における経営責任の大きさ
 - (イ) その者の当該企業における業績伸張、経営効率化及び技術開発に果たした役割
 - (ウ) その者の業界団体役員等として産業振興等に果たした役割
 - (エ) 当該企業の経済界、産業界及び地域社会における貢献
 - (オ) 当該企業の環境保全、文化芸術、社会福祉、国際交流等における貢献
 - (カ) その他特に考慮すべき事項
- イ 次の各号に掲げる者に対して授与する勲章は、それぞれ当該各号に掲げるものを標準とする。なお、その者の功績全体を総合的に評価して、より上位の勲章の授与を検討することができるものとする。
- (ア) 経済社会の発展に対する寄与が極めて大きい企業において経営の最高責任者として顕著な功績を挙げたもの 旭日重光章
 - (イ) 経済社会の発展に対する寄与が特に大きい企業において経営の最高責任者として顕著な功績を挙げたもの 旭日中綬章
 - (ウ) 経済社会の発展に対する寄与が大きい企業において経営の最高責任者として顕著な功績を挙げたもの 旭日小綬章又は旭日中綬章
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、国際的に高い評価を得た企業、技術が特に優秀な企業等において経営の最高責任者として顕著な功績を挙げたもの 旭日双光章又は旭日小綬章

2 瑞宝章の授与基準

- (1) 瑞宝章は、瑞宝大綬章、瑞宝重光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章又は瑞宝単光章のいずれかを授与するものとする。この場合において授与する勲章は、その者の果たした職務の複雑度、困難度、責任の程度等について評価を行い、特に重要と認められる職務を果たし成績を挙げた者に対して

は瑞宝重光章以上、重要と認められる職務を果たし成績を挙げた者に対しては瑞宝小綬章以上、その他の職務を果たし成績を挙げた者に対しては瑞宝単光章以上とする。

- (2) 瑞宝章の授与は、形式的な職務歴により等しく行うものではなく、他の模範となる成績を挙げた者に対象を限り行うものとする。
- (3) 一般行政事務に長年従事し成績を挙げた者のうち次の各号に掲げる者に対して授与する勲章は、それぞれ当該各号に掲げるものを標準とし、その他の者に対してはこれらの者との均衡を考慮して相当と認められる勲章を授与するものとする。なお、その者の功労全体を総合的に評価して、より上位の勲章の授与を検討することができるものとする。
 - ア 事務次官の職を務めた者 瑞宝重光章
 - イ 内部部局の長の職を務めた者 瑞宝中綬章
 - ウ 本府省の課長の職を務めた者 瑞宝小綬章
- (4) 一般行政事務以外の国又は地方公共団体の公務等に長年従事し成績を挙げた者に対しては、前号に準じて相当と認められる勲章を授与するものとする。
- (5) 勲章の授与に必要とされる職務従事期間は、その職務の重要度等を考慮し、適正に調整するものとする。

第三 緊急に勲章を授与する場合

次の各号の一に該当する者に対しては、その功績の内容等を勘案し相当の旭日章を緊急に授与するものとする。

- (1) 風水害、震火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の拡大防止、救援又は復旧に努め、顕著な功績を挙げた者
- (2) 身命の危険を冒して、現行犯人の逮捕等犯罪の予防又は鎮圧に顕著な功績を挙げた者
- (3) 生命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に殉じた者
- (4) その他特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与することを必要とする者

附 則

- 1 皇族及び外国の君主、大統領、外交使節等に対する勲章の授与については、従前の例によるものとする。
- 2 文化勲章を授与された者に対しては、その授与に当たり評価された功績をもって、この基準による勲章は授与しないものとする。

- 3 功勞を表彰する方法として、勲章を授与することより、銀杯又は木杯を授与することがふさわしいと認められる者には、勲章に代えて銀杯又は木杯を授与することができるものとする。
- 4 叙勲基準（昭和39年4月21日閣議決定）は、廃止する。

(3) 勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について

昭和 53 年 6 月 20 日
閣 議 了 解
平成 2 年 12 月 14 日改正
平成 12 年 12 月 26 日改正

毎年の春秋叙勲及び春秋外国人叙勲において授与される勲章（杯を含む。以下「勲章」という。）並びに毎年秋に授与される文化勲章の受章者の選考は、次の手続によるものとする。

- (1) 内閣総理大臣は、勲章については春秋叙勲候補者推薦要綱及び春秋外国人叙勲候補者推薦要綱を、文化勲章については文化勲章受章候補者推薦要綱を、それぞれ決定し、閣議において報告する。
- (2) (1) の各推薦要綱に基づき、衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長（以下「各省各庁の長」という。）は春秋叙勲候補者を、外務大臣は春秋外国人叙勲候補者を、文部科学大臣は文化勲章受章候補者を、それぞれ内閣総理大臣に推薦する。

この場合において、春秋外国人叙勲候補者の推薦については、各省各庁の長は、あらかじめ、外務大臣に意見を述べることができるものとし、文化勲章受章候補者の推薦については、文部科学大臣は、あらかじめ、文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第5条第1項に規定する文化功労者選考分科会に属する委員である者全員の意見を聴くものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、(2) により推薦された候補者について審査を行い、勲章及び文化勲章の授与について閣議の決定を求める。
- (4) 勲章は、春にあつては4月29日、秋にあつては11月3日に、文化勲章は、11月3日に発令するものとする。

(4) 春秋叙勲候補者推薦要綱

〔平成15年5月16日 内閣総理大臣決定〕
〔平成15年5月20日 閣議報告〕

- 1 春秋叙勲において授与される勲章（杯を含む。以下「勲章」という。）の受章者の予定数は、毎回おおむね4,000名とする。
- 2 衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長（以下「各省各庁の長」という。）は、次の（1）又は（2）に掲げる者（日系一世である者を含む。）のうちから、国家又は公共に対する功労のある者を選考し、毎回、春又は秋の叙勲候補者（以下「候補者」という。）として内閣総理大臣に推薦するものとする。
 - （1）70歳以上の者
 - （2）55歳以上の者で次のア又はイに該当するもの
 - ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者
 - イ 人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者
- 3 各省各庁の長が2により候補者を選考する場合において、その功労となる活動が日本国憲法の施行の日前で終わっている者については原則としてその対象としないものとし、昭和39年以降の春秋叙勲又は平成15年以降の危険業務従事者叙勲により勲章を受章した者についてはその者がその後抜群の功労を挙げ、かつ、さきに勲章を受章した後の経過年数が原則として7年以上であるものに限りその対象とすることができるものとする。
- 4 2の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類の提出は、春の叙勲にあつては前年の12月26日までに、秋の叙勲にあつてはその年の6月30日までに行うものとする。

(5) 春秋外国人叙勲候補者推薦要綱

〔平成 15 年 5 月 16 日 内閣総理大臣決定〕
〔平成 15 年 5 月 20 日 閣 議 報 告〕

- 1 春秋外国人叙勲において授与される勲章（杯を含む。）の受章者の予定数は、毎回内閣総理大臣が外務大臣の意見を聴いて決定する。
- 2 外務大臣は、次の（１）又は（２）に掲げる外国人（日系一世である者を除く。以下同じ。）のうちから、我が国の政治・外交、産業経済、学術文化等の発展に功労のある者其他国家又は公共に対する功労のある者を選考し、毎回、春又は秋の外国人叙勲候補者（以下「候補者」という。）として内閣総理大臣に推薦するものとする。
 - （１）在外の者は、おおむね 50 歳以上
 - （２）在日の者は、おおむね 65 歳以上
- 3 衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長は、上記（１）又は（２）に掲げる外国人のうちに、候補者としてふさわしいものがある場合は、春の外国人叙勲にあつては前年の 11 月 30 日までに、秋の外国人叙勲にあつてはその年の 5 月 30 日までに外務大臣に關係書類を添えて意見を述べることができる。
- 4 2 の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4 の協議に関する書類の提出は、春の外国人叙勲にあつてはその年の 1 月 31 日までに、秋の外国人叙勲にあつてはその年の 7 月 31 日までに行うものとする。

2 褒章

(1) 褒章条例

〔 明治 14 年 12 月 7 日 〕
太政官布告第 63 号

最終改正 平成 14 年 8 月 12 日政令第 278 号

褒章条例別紙ノ通相定来明治 15 年 1 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス

右奉 勅旨布告候事

(別紙)

褒章条例

第 1 条 凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ノ救助ニ尽力シタル者又ハ自ラ進デ社会ニ奉仕スル活動ニ従事シ德行顕著ナル者又ハ業務ニ精励シ衆民ノ模範タルヘキ者又ハ學術芸術上ノ發明改良創作ニ関シ事績著明ナル者又ハ教育衛生慈善防疫ノ事業、学校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ関シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ共同ノ事務ニ勤勉シ勞効顕著ナル者又ハ公益ノ為私財ヲ寄附シ功績顕著ナル者ヲ表彰スル為左ノ六種ノ褒章ヲ定ム

紅綬褒章

右自己ノ危難ヲ顧ミス人命ノ救助ニ尽力シタル者ニ賜フモノトス

綠綬褒章

右自ラ進デ社会ニ奉仕スル活動ニ従事シ德行顕著ナル者ニ賜フモノトス

黄綬褒章

右業務ニ精励シ衆民ノ模範タルベキ者ニ賜フモノトス

紫綬褒章

右學術芸術上ノ發明改良創作ニ関シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス

藍綬褒章

右教育衛生慈善防疫ノ事業、学校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ関シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ共同ノ事務ニ勤勉シ勞効顕著ナル者ニ賜フモノトス

紺綬褒章

右公益ノ為私財ヲ寄附シ功績顕著ナル者ニ賜フモノトス

第 2 条 本条例ニ依リ表彰セラルヘキ者団体ナルトキハ褒状ヲ賜フ

第 3 条 已ニ褒章ヲ賜ハリタルモノ再度以上同様ノ実行アリテ褒章ヲ賜フヘキトキハ其都度飾版一箇ヲ賜与シ其章ノ綬ニ附加セシメ以テ標識トス

②前項ノ飾版五箇以上ニ達シタルトキハ五箇毎ニ別種ノ飾版一箇ヲ引替ヘ賜与ス

第 4 条 褒章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用スルコトヲ得

第 5 条 第 1 条ノ規定ニ依リ褒章ヲ賜フヘキ者ニハ褒章ト金銀木杯トヲ併セ賜フ

コトアルヘシ

第6条 本条例ニ依リ表彰セラルヘキ者死亡シタルトキハ金銀木杯又ハ褒状ヲ其遺族ニ賜ヒ之ヲ追賞ス

第7条 褒章ノ製式ハ次ノ通トス

章 ……桜花紋円形

飾版 ……銀但シ第三条第二項ノ飾版ハ金トス

綬 ……種類ニヨリ紅緑黄紫藍紺六色ノ別アリ

第8条 褒章ハ左肋ノ辺ヘ佩ブベシ

第9条 褒章ノ製式ノ細目其他必要ナル事項ハ内閣府令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (平成14年8月12日政令第278号)

この政令は、平成15年5月1日から施行し、改正後の規定は、平成15年11月3日以後の日付をもって授与される褒章から適用する。

(2) 紺綬褒章等の授与基準について

〔昭和55年11月28日〕
閣議決定

褒章条例による紺綬褒章又は紺綬褒章に係る褒状若しくは木杯の授与基準は、以下のとおりとする。

- 1 褒章条例第1条の規定により紺綬褒章を授与する場合の授与基準は、次のとおりとする。

寄附金額 500万円以上

- 2 褒章条例第2条の規定により紺綬褒章に代えて褒状を授与する場合の授与基準は、次のとおりとする。

寄附金額 1,000万円以上

- 3 寄附金額が1,500万円以上である場合には、褒章条例第5条の規定により紺綬褒章と併せて木杯を授与することとし、その場合の授与基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 木杯第5号 寄附金額 1,500万円以上2,500万円未満

(2) 木杯第6号 同 2,500万円以上5,000万円未満

(3) 木杯第7号 同 5,000万円以上

- 4 褒章条例第6条の規定により追賞する場合には、木杯又は褒状を授与することとし、その授与基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 褒状 寄附金額 500万円以上1,500万円未満

(2) 木杯第5号 同 1,500万円以上2,500万円未満

(3) 木杯第6号 同 2,500万円以上5,000万円未満

(4) 木杯第7号 同 5,000万円以上

- 5 本基準は、昭和56年1月1日から施行する。ただし、本基準の施行日より1年間は、前各号の規定中「500万円」とあるのは「300万円」と、「1,000万円」とあるのは「500万円」と、「1,500万円」とあるのは「900万円」と、「2,500万円」とあるのは「1,500万円」と、「5,000万円」とあるのは「3,000万円」とする。

- 6 本基準施行前に寄附したもので、本基準の施行日より1年以内に総理府賞勲局が申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

- 7 紺綬褒章等の授与基準について（昭和39年7月14日閣議決定）は、廃止する。

(3) 褒章受章者の選考手続について

〔平成15年5月20日
閣議了解〕

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）により表彰される者のうち、毎年の春秋褒章において授与される褒章の受章者の選考は、次の手続によるものとする。

なお、特別の場合において内閣総理大臣が必要と認めるときにはこの限りではない。

- 1 毎年の春秋褒章において授与される褒章は、紅綬、緑綬、黄綬、紫綬及び藍綬の各褒章（褒状を含む。以下「褒章」という。）とする。
- 2 褒章の受章者の予定者数は、毎回おおむね800名とし、春にあつては4月29日に、秋にあつては11月3日に発令するものとする。
- 3 衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長は、春秋褒章候補者を内閣総理大臣に推薦するものとする。
- 4 3の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類の提出は、春の褒章にあつては前年の11月15日までに、秋の褒章にあつてはその年の5月15日までに行うものとする。ただし、平成15年秋の褒章に係る書類の提出は、平成15年5月30日までに行うものとする。
- 6 内閣総理大臣は、3により推薦された候補者について審査を行い、褒章の授与について閣議の決定を求める。